

令和8年10月から、計量関係手数料が、

オンライン納付又は手数料収納窓口による納付

になります

※未使用の証紙は令和9年3月末まで使用できます。

✓対象は、

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 特定計量器検定手数料 | ⑤ 適正計量管理事業所指定申請等手数料 |
| ② 特定計量器装置検査手数料 | ⑥ 特定計量器指定製造事業者検査手数料※ |
| ③ 基準器検査手数料 | ⑦ 特殊容器製造事業者指定申請手数料※ |
| ④ 計量証明事業者登録申請等手数料 | ⑧ 諸証明事務手数料※ |

※上記⑥、⑦、⑧について、納付方法は、手数料収納窓口のみになります。

✓令和8年10月以降の手数料納付方法

オンライン納付

やまぐち電子申請サービスからオンライン申請等



「申請受付のお知らせ」（メール通知）を受領し、
オンライン決済

（納付方法）

クレジットカード、pay-easy（ペイジー）

コンビニ払い、PayPay（スマホ決済）



申請書等（紙）に「納付完了のお知らせ」（メール通知）を添付して、提出

※ID登録を行うと、一部の情報入力が省略でき、
以降の手続きが簡素化されます。

手数料収納窓口

県計量検定所のホームページ等から納付に必要な
QRコード付申請書等入手



手数料収納窓口で、QRコード付申請書等を提示
して納付

（納付方法）

電子マネー、クレジットカード、

現金（一部窓口）コード決済（PayPay等）



納付済証を受領



各種申請書等（紙）に「納付済証」を貼付して、
提出



現在購入済みの証紙は令和9年4月以降は使用できません。

購入済み証紙の還付は令和13年9月末日までです。

（お問い合わせ）山口県計量検定所

〒747-1221 山口県山口市鑄銭司12361-31

（TEL）083-985-1710 （E-mail）a16103@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくはホームページへ



手数料名称	申請書様式
①特定計量器検定手数料	検定申請書
②特定計量器装置検査手数料	装置検査申請書
③基準器検査手数料	基準器検査申請書
④計量証明事業者登録申請等手数料	計量証明事業登録申請書
	登録申請書記載事項変更届(登録証の訂正)
	登録証再交付申請書
	登録簿謄本交付請求書
	登録簿閲覧請求書
⑤適正計量管理事業所指定申請等手数料	適正計量管理事業所指定申請書
	適正計量管理事業所指定検査申請書
⑥特定計量器指定製造事業者検査手数料	検査申請書
⑦特殊容器製造事業者指定申請手数料	特殊容器製造事業指定申請書
⑧諸証明事務手数料	証明願

✓ 各種申請書等の様式は、

山口県ホームページ>計量検定所>届出様式

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/88/21460.html>



✓ 各種手数料は、

山口県ホームページ>計量検定所>計量関係手数料一覧

[https:// www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/88/21459.html](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/88/21459.html)



✓ 手数料収納窓口

山口県ホームページ>会計課>収入証紙廃止に伴う手数料収納窓口設置について

[https:// www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/159/326820.html](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/159/326820.html)

